

休眠預金等活用法の一部の施行期日を定める政令及び
休眠預金等活用審議会令の閣議決定について

加藤大臣閣議後記者会見（抄）

2017年4月18日（火）

1. 本日の閣議において、平成28年12月に成立した休眠預金等活用法の一部の施行期日を定める政令及び休眠預金等活用審議会令が閣議決定されました。
2. 施行期日を定める政令により、休眠預金等活用審議会等に関する法律の規定が平成29年4月24日に、休眠預金等の移管・管理等に関する法律の規定が平成30年1月1日に、それぞれ施行されることとなります。
3. 休眠預金等活用審議会令では、内閣府に新たに設置される休眠預金等活用審議会の組織及び運営について定めるものであり、平成29年4月24日に施行されます。
4. 法律の一部施行を受け、内閣府所管事務を円滑かつ確実にを行うため、現在、内閣府に設置されております「休眠預金等活用準備室」を改組し、4月24日に「休眠預金等活用担当室」を設置いたします。
5. なお、休眠預金等活用審議会の委員及び専門委員の任命については、現在所要の進捗を進めており、4月末を目途に公表する予定です。
また、第1回休眠預金等活用審議会については、5月下旬に開催したいと考えています。

（以上）